第2回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

1 日程及び場所 平成26年6月27日(金)午後7時~9時

武蔵野プレイス 4階 フォーラム

2 出席者 委員 10 名、子ども家庭部長、子ども育成課長、子ども政策課長、

他事務局6名

〈委員〉 榎田会長、宇佐見副会長、伊藤(寿)委員、加藤委員、井原委員、

小野寺委員、仁科委員、早川委員、平湯委員、番場委員

〈市・事務局〉 大杉子ども家庭部長、平之内子ども育成課長、渡邊子ども政策課長

齋藤、井田、並木、川越、佐々木、吉野

〈傍聴人〉 2名 (途中退席等あり)

3 次第(委員発言■、事務局発言○)

開会

■ それでは、第2回武蔵野市保育料審議会を始めさせていただきたいと思います。 今、配付資料を事務局のほうから確認していただきました。

○ 送付漏れがございましたので、ご説明させていただきます。次回以降、事前の配付に努めまいりますが、本日は、当日になりまして申し訳ございませんでした。

前回の第1回の議事録ですが、審議会の進め方について、ご審議いただいた会議の傍聴については、当初案は20名でしたが、30名に増やすということで、会議録については氏名を伏せた形で委員、事務局発言がわかる状態という形で本日お示ししているような表記といたします。また、資料の公開につきましても、保育料改定表以外の最終決定のもの以外は公開を原則にするということで、会議の時間はこちらに記載のとおり午後7時から2時間程度、延長は審議会の委員の皆様の同意によってという形になるかと思います。

また、審議会は、委員の参加できる時間として午後7時から9時と、また審議会の会議録を公表していることを広く伝えていこうということ、また「市民の意見を聞く会」についても、なるべく多くの方に来ていただく方向で日程等を調整するというお話がありました

「市民の意見を聞く会」につきましては、当初2回の事務局案でございましたけれども、 3回でやっていこうと。時間についても、お昼時間帯、午前、また午後、日曜、祝日も考 慮することといたします。

また、こちらの「市民の意見を聞く会」につきましては、事務局で案を出すというような形ということで、パブリックコメントの実施については、委員より色々ご意見をいただき、パブリックコメント、もしくは市民の意見を様々な形で広く聞くということは実施の方向で考えてまいります。

答申の取りまとめにつきましては、今の段階で10月の最後で一任ということではなく、審議の状況を見ながらということになりました。「市民の意見を聞く会」については、実際に9月11、16、17日、このあたりでまた、こちらは幼稚園の保護者のことを考えたときの日程設定というような形のご審議をいただきました。

武蔵野市の保育の現状について、資料に基づきまして、待機児童の状況ですとか、また新規の開設の認証保育所や認可保育園の予定についてのご説明を差し上げました。

また、「保育園のしおり」、第三次子どもプランの配付資料についてご説明いたしました。

前回の保育料審議会の内容に基づきまして、前回の審議の概要、また改定のポイントということでこちらに記載のとおりです。

また、「すくすくジャパン」、いわゆる国の新制度についての冊子についてのご説明等をさせていただきました。最後、日程の確認ということで、今回6月27日が第2回というような形での開催というような形で、また今回は前回に新制度の理念についてというようなご要望もいただいたので、参考の資料をその他でご説明のために用意しているところでございます。

雑駁ではございますが、議事要録の内容については以上でございます。お諮りをお願い いたしたいと思います。

- その前に一つ、傍聴人の方のことをお伝えしなければいけないですね。本日は、傍聴人の 方がお一人ですね。
- 本日、事前の方2名という形でございまして、また当日、もし希望があれば、またその際 に諮っていければと思っております。
- では、傍聴人の方、申込2名ということで始めさせていただきます。 前回の議事録ですが、これは今ここで読み込めませんよね、皆さん。どういう形にする のがよろしいでしょうか。
- 修正があれば、事務局のほうにいただきまして、週明け等で、もしあればいただきまして、 その時点で特になければ、この方向でご承認いただくというような形の方向を確認いただ ければというふうに思っていますが。
- それでは、6月30日締め切りということでよろしいでしょうか。何か修正があれば、事務 局のほうに連絡していただくということです。よろしくお願いいたします。
- 今回は送付漏れがあり申し訳なかったのですが、次回以降はメールで事前にお送りいたします。
- 次回以降は事前にいただけるということでございます。よろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。

議事

- (1) 保育料審議会の目的の明確化
- 1番目、保育料審議会の目的の明確化です。事務局のほうからお願いいたします。
- 今回、保育料審議会、委員の方も12名の委員のうち、前回から引き続いての委員の方が4 名だということは前回お話しさせていただいたと思いますが、実際にどの内容を審議する のか、その範囲について、会の終わった後等も幾つかの委員から事務局のほうに質問があ りまして、もう一度ご確認させていただければというふうに思っております。

配付資料13で説明させていただきたいと思っております。まず今回の市長諮問ですが、「武蔵野市保育の実施に関する条例の改正について」というような形での諮問となっています。武蔵野市の場合、保育料につきましては、「武蔵野市保育の実施に関する条例」の第8条等で条例事項となっており、この中で保育料の額を改正するに当たっては、審議会の意見を求めるということが条例上必要でございますので、こちらに基づきまして審議会を開いているということでございます。

実際に今回の審議の概要というか、どこまでの範囲になるかということでございます。 資料13でございますが、子ども・子育て支援新制度の26年5月の資料の6ページ目でございますけれども、こちらが事務局の方ではわかりやすいのかなと思っていますが、今まで認可保育園の保育料というのは、この表でいうと真ん中の右、保育所の0歳から5歳という部分がいわゆる保育料ということで一般的な保育料のところになってございます。

今回、新たに子ども・子育て支援新制度ということで、子ども・子育て支援法に基づきまして、従来の保育所以外にこちらの中にあります施設型給付、認定こども園の0から5、また一部幼稚園、いわゆる施設型給付を受ける幼稚園ということで、このはみ出し方がもしかした中途半端かもしれませんが、こういうような形のものと、地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、武蔵野市では小規模保育に該当するのがグループ保育室と呼んでいるもの、家庭的保育については保育ママといった部分になりますので、今回、この表にある施設型給付及び地域型保育給付を受ける保育料について、色々ご意見をいただきまして、最終的には保育料の答申というような形の方向で持っていっていただきたいというふうに思っているところです。

今回、色々国のほうからの説明というか、この資料によって、これからご説明させていただきたいと思いますが、最終的にはここに該当する施設の保育料を出すというような形で、例えば認定こども園の0歳から5歳をどうするのかとか、幼稚園の施設型給付を受ける園の保育料についてはどうするのかということでご審議いただければというふうに思っ

ているところです。

保育料はどういう形で決まっていくのかという部分でございますけれども、こちらの資料の50ページになりますが、国のほうからは公定価格というのを、イメージ図でございますが、示されているところでございます。

ちょっと読ませていただきますと、50ページ目では、「子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付及び小規模保育等に対する地域型保育給付を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していく」云々とありまして、「施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、『内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額』(公定価格)から『政令で定める額を限度として市町村が定める額』(利用者負担額)を控除した額とされている」ということでございますので、今回の保育料というのは、ここの表現でいう利用者負担額という形になります。ですので、国のほうから公定価格が示され、その中で政令で利用者負担額というのが示されますが、それを限度とした市町村が定める額、いわゆる利用者負担額を提案いただきたいというようなことになってくるのかなというふうに思っています。実際に施設のほうに払われる給付費と呼ばれるものは、公定価格から利用者負担額を差し引いたものが給付費として施設側のほうに入っていくというような形になってくるかと思っています。

では、実際に公定価格の骨格のイメージということで、概略でございますが、51ページ 以降にございますので、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

教育標準時間1号ですとか、2号・3号ということでございますけど、53ページ目、いわゆる今までの保育園という形になりますと、保育標準時間・短時間2号・3号認定に係るという部分になってきます。現行水準から質の改善という形になりますので、現行の水準、基本額に関して加算額、調整しまして、さらに右側の上に「加算により対応することが想定されるもの」、職員配置の改善ですとか、職員処遇の改善、休日保育の充実等を含めたところでの加算というのが生じてくるということで、そこも踏まえた形での公定価格というような形になってくるかなというふうに思っています。

そこに対するいわゆる利用者負担額でございますけれども、ちょっと飛びまして66ページになりますが、幾つかのイメージが出ております。65ページ、66ページ、67ページということでございます。今までの保育所というところでは、66ページの満3歳児以上の保育認定を受けた子どもの利用負担額と保育認定を受けた子ども3歳未満の67ページの部分になるかと思いますが、こちらのほうで66ページから申しますと、現行の国のほうでの費用徴収基準というのがこちらの左側に記載している部分、それから今現在、利用者負担として国のほうで目安として出されているのがこの①から⑧の生活保護世帯から所得割課税額39万7,000円以上10万1,000円という形になっているというような形でございます。

これが3歳未満になりますと、若干ではございますが、利用者負担が上がっている、数千円単位でございますけれども、上がっているというような形で、67ページという形で現行の徴収基準とほぼ変わらない階層認定になっておりますが、3歳児以上とかは若干差がつけられた形での利用者負担というのがこちらに記載されているというような形でございます。

ですので、今、国のほうからはいわゆる利用者負担については、65、66、67ページについてのおおよそのイメージ、利用者負担のイメージが示されておりまして、教育標準時間を受ける子どもについては、利用者負担額については65ページのイメージ、またいわゆる保育所の3歳児以上については66ページ、3歳未満については67ページの利用者負担がいわゆる上限というものになってまいります。ですので、この上限に対して、これから市町村等で様々議論して、どの程度に定めるかというのがこの審議会の方向性という形になろうかなというふうに思っています。

実際の給付制度の構造でございますけれども、ちょっと前に戻りますが、61、62ページという形で施設型給付の構造というのが入っていますので、ご確認のために見ていただければと思っております。

現行制度については、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分ですとか、保育所、保育所機

能部分につきましては、例えば61ページですと、現行制度が左側になります。それから、新たな制度ということで右側にいきまして、幼稚園については施設型給付を受けるという形の園だけがこちらの制度に乗ってくることになりますが、保育所、今までの保育所ですとか、例えば家庭福祉員やグループ保育につきましては、新たな制度につきましては、満3歳児以上か満3歳未満のほうに来るというような形で、いわゆる幼稚園の施設型給付を受けるところは、その中でちょっと左側に少し網かけがある下の施設型給付になるということでございます。

こちらにつきましては、給付の財政措置ということでございますけれども、私立施設については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということで、公立施設については、既に地方交付税措置しているということで、市のほうが10分の10を出すということで、国等の負担はないというのがここに明示されている形でございます。

また、62ページでございますけれども、こちらのほうにまいりますと、利用者負担額というのが応能負担という形で施設型給付費、また全国統一部分と市町村負担分、いわゆる上乗せとして定める部分等という形になっています。

利用者負担と施設型給付費の割合を先ほど申したとおり 2分の 1 と 4分の 1 という形になりますので、国が言っている部分につきましては、利用者負担を除いた部分、いわゆる市町村の負担というのは 4分の 1 ということで新しい制度になっているところでございます。実はこの 4分の 1 の負担というのは、現行制度でも同じ割合でございまして、実際には 4分の 1 が今、武蔵野はどうなっているかということですと、前回の資料でも一回お示ししておりますが、もう一度確認の上、見ていただきますと、例えば資料 6 の「保育概要 2013」をもしお持ちであれば、この中のページでいいますと 8ページ、9ページ、こちらに例えば平成 23 年度の決算と 6ページが平成 24 年度の決算ということで、現在、平成 24 年の決算までが最新でございますけれども、こちらの市の負担額につきましては、国が示している割合が 4分の 1 ではありますけれども、実際の負担というのは市のほうで 70% を超えてくるというような形の負担をしているということでございます。平成 24 年の決算でいうと 250.7ということで、この部分が武蔵野のほうは国以上に費用を出しているという部分になっています。

この中で実際になぜ国のほうは4分の1と言われているのに7割出すのかというところでいいますと、例えばなんですけれども、その一つの例示としましては、今見ていただいている資料の13ページでございますけれども、民間保育園の運営費の助成等でこちらのあたり、例えば助成項目という部分で例えば0歳児の保育士の加算とか、また保健師の加算とか、こういった部分の幾つかが既に市の単独事業というような形になっておりまして、こうしたものも全て積み上げていった場合に現在の負担割合になってくるというような形でございます。

また、保育料につきましては、現行のところで申しますと、この10ページや、本日の資料でいいますと資料14でございますけれども、実際に国が示しているいわゆる利用者負担額に対しまして、現在はこれを徴収基準額と言っておりますけれども、この費用負担に対して実際の保育料の階層の部分で申しますと、現在は最高基準額が6万6,600円という部分が、国のほうは10万1,000円、もしくは10万4,000円、先ほどのところの現在の保育料の水準とほぼ新制度は変わらないという形できておりますが、この部分でかなり市の徴収基準額が、国で示されている基準よりも低いということがございまして、こういった基準額の差と、そのほかに市で単独で補助している運営費の助成等で積み上げたところが現在の市の負担額7割になっているということでございます。

最終的には、例えばなんですけれども、国の階層の8段階まで示してございますが、8段階にするのか、今までどおりの29段階にするのか、8段階にするのかですとか、また国のほうはイメージとして示されているのは3つになってございますけれども、様々な施設がございますので、例えば認可保育園と新たに制度に入る小規模保育と言われている部分は、国の示しは年齢で若干3,000円ほどの差でございますけれども、そういった負担額でいくのか、もしくは差をつけていくのか、そういった部分のことをここで審議を最終的にしていくという形になろうかなというふうに思っているところでございます。

実際の利用者負担額と国の乖離につきましては、資料14の2ページ目のグラフがイメージになるかと思いますが、こちらの部分、この階層の分布につきましては、今回の国のイメージと、今現在の徴収基準額表の段階はほぼ変わらないという形になっていますので、そうしますと例えば現在の保育料のままいきますと、国が言っているいわゆる利用者負担額の上限からこれだけの、いわゆる8つの段階がございますけれども、この8段階に対して現行の保育料が紫色や緑色やオレンジ色になっている3つの線になっているというような形で、国の言っている上限額に対して現在の市の負担額はこういったカーブに推移していると。これを最終的にこの段階のとおりでいくのか、もしくはこのカーブをどうするのかですとか、また今は認可保育園で3つ示してございますけれども、例えば小規模保育はどうするのか、また家庭福祉員とグループ保育は費用を分けるのかとか、分けないでいくのかとか、また幼稚園のほうで新制度の給付を受けるところについては、そこも分けていくのかですとか、そういったところをきちんと確認することになるのかなということでございます。

ちょっと長くなりましたが、今回の次第の(1)についてのご説明はこの程度にしたい と思いますが、いかがでしょうか。

- (1) のところの保育料審議会の目的の明確化ということでご説明いただきましたけれども、どんなことをやらなければならないのかということが少しおつかみいただけたかと思うのですが、何かご質問ございますでしょうか。
- 施設給付を受ける幼稚園の1号子どもの保育料もここで決めるわけですよね(一同了解)。
- かなり複雑な構造になっていますので、前回の保育所の保育料だけとは随分違うのだということをおつかみいただけたかと思うんですけれども、ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、また次に色々説明が出てきますので、わからないことをその都度質問していただいて補っていきたいと思います。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

- 2番目、子ども・子育て支援新制度の概要、今、大分重なって話していただきましたが、 お願いいたします。
- それでは、資料はまた先ほどの資料13の、これは初めの部分からという形になりますけれども、ページとしては3ページをおめくりください。

この冒頭の部分に子ども・子育て支援新制度のポイントというのがございます。

こちらにつきましては、自公民3党合意を踏まえて、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立したということで、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進ということでございます。

また、この4月に消費税が8%になりましたが、最終的には今、国のほうは10%を想定してございますが、消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、全ての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るというところでございます。

新制度につきましては、平成27年4月の本格施行、これは予定が既に実施と、本決まりというふうに聞いておりますが、市町村が地方版子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施と。

武蔵野市につきましては、この地方版子ども・子育て会議につきましては、現在、第四次子どもプランを審議しております子どもプラン推進地域協議会が地方版子ども・子育て会議を兼ねているという形でございます。

4ページ目でございますが、主なポイントでございます。

今回の子ども・子育て関連3法のポイントとして、①ということで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設がございました。

②として、認定こども園制度の改善ということで、幼保連携型認定こども園の改善、③として、地域の実情に応じた子ども・子育て支援ということで、利用者支援、地域子育て

支援拠点等の充実というのが図られるということ。

次の5ページでございますが、この制度の大きな一つとしては、市町村が実施主体だよというのが、国等の説明ですとよく言われている部分でございます。

⑤ということで、社会全体による費用負担ということで、国の説明ですと、消費税の引き上げによって、国及び地方の恒久財源を確保したいということをご説明いただいているところでございます。

実際には0.7兆円程度ということでございますが、現在の計画は1兆円程度の追加財源が必要だということで、こちらの残りの0.3兆円については、国も今確保に努めているというふうに説明を受けているところでございます。

⑥政府の推進体制ということで、今まで制度ごとにばらばらな制度の推進体制を内閣府に一つ本部を設置したということでございます。

⑦として、子ども・子育て会議の設置ということで、こちらは市町村等も既に地方版子ども・子育て会議を今現在も設置して、会議を重ねているということで、施行時期が平成27年4月ということは決まったというような形で、最終的な0.7兆円の確保は、最終的に消費税が10%になるかということになりますけれども、現在約8%で3,000億円の費用についての確保がついたという説明を市町村のほうに国からはしているというようなことでございます。

今回、制度について、例えば8ページでございますが、大きく利用者にとって変わってくるのかどうかということなのですが、現行ですと幼稚園、保育所ということで、これは全く全ての幼稚園が新制度に乗るという形になりますと、右側になりますが、こちらは武蔵野ではそのような形には来年度にはならないという形になろうかと思いますけれども、保育所につきましては、このまま右のほうにいきますので、利用者、市町村、教育・保育ということで、この趣旨では今までの形から実際には、最終的には市町村と利用者の契約というような形になりますので、こういったことになるのかなというふうに思っています。

例えば地域型保育事業が新しく制度化されたところでございますが、これは10ページ目がわかりやすいのかなというふうに思っておりますけど、今、国のほうで一つ、イメージとしては10ページの表で小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育ということで、武蔵野の方は小規模保育、家庭的保育というのが割と待機児の問題とあわせて、かなり解消も含めて利用者のほうが利用している施設としましては上の2つの施設と。現在は利用定員5名以下、また小規模保育については10名以下でやっているのが武蔵野が多かったんですけれども、この4月に15名以下までの施設ができたりということで、新しい制度では最大19名までの小規模保育というのも想定されているところでございます。

また、今回、子ども・子育て支援ということでは、保育料審議会に直接ではございませんが、地域子ども・子育て支援事業ということでは13ページ、14ページに合計13事業という形で出ている部分でございます。

また、子ども・子育て会議の設置というところは、これは15、16ページに国のほうの子ども・子育て会議が出ておりますが、地方版としては17ページでございます。武蔵野につきましても、先ほどの子どもプラン推進地域協議会というところがこれに当たりますので、保育料審議会の審議の概要についても、その都度、子どもプラン推進地域協議会のほうに報告させていただこうというふうに現在思っているところでございます。

21ページということでごらんいただければと思いますが、子ども・子育て支援の意義ということで、前回も委員のほうからも意義ということで話があったかと思いますが、今回の子ども・子育て支援新制度はどういうことでやっていくんだということでは、基本指針というのが一つわかりやすいのかなというふうに思っております。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指すですとか、2つ目の〇では、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するですとか、〇の3つ目では、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化ということで、社会状況を言っています。〇の4つ目では、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことというのが子ども・子育て支援だよということで明示されております。

また、乳幼児期における愛着形成を基礎とするということで、乳幼児期における愛着形成が大事だということ、また情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者とのかかわりや基本的な生きる力の獲得などということで、子どもの健やかな発達を保障することが必要だということできちんと確認させていただいているということでございました。

下から2番目の○では、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえということで、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要ということでございます。その際にはということで、切れ目のない支援を行っていくことが重要だよということで、基本指針にうたわれていると。

最後でございますけど、社会のあらゆる分野における全ての構成員だということで、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を含め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要だということで、意義のポイントとしてはこちらに書いているところでございます。

また、これはあくまで概要ということでございますので、本日、さらに基本指針とはどういうことなのかということでは、参考資料の2ということで、ちょっと量が多いということもございますので、内容については割愛させていただきたいと思いますし、また補足があれば、(資料を提供いただいた)委員のほうから補足のお願いを賜りたいと思っているところでございますが、子ども・子育て支援法に基づく基本指針という形でなってございます。

新制度につきましては、大きく施設型給付ということと子育て支援ということでございますが、本保育料審議会については、いわゆる施設型給付の部分ですね、それともう一つの地域型保育給付の部分、この部分の保育料について考えるということで、子育て支援については、保育料審議会では除くという形になります。

ちょっと概要等を含めて、雑駁ではございますが、以上、子ども・子育て支援新制度の 概要ということにさせていただければと思っております。よろしくお願いします。

- 何かご質問ございますでしょうか。
- もし差し支えなければ、委員から補足をお願いできますか。
- 参考資料の2ですけれども、基本指針がこの中で案と書いてありますが、今、事務局から最後にご説明がありました、今日一番分厚い資料の21ページに書いているのが要約でございまして、これの大もとになっているのがこの参考資料の2です。9ページまでのところが非常に大事なところと思ってございまして、要約じゃないものは、これが考え方の大もとでございます。これから色々数字のところの話し合いになるんですけれども、何のためにこの制度が生まれているかということに関しては、基本指針をよく読み込んでいただいて、法の理念、方針のもとに、よりよい制度設計ができるようにというふうに思ってございますので、また後ほど丁寧な文章を書いてございますから、そちらのほうをごらんいただければと思います。以上です。
- ありがとうございます。今はちょっと目を通すお時間はありませんけれども、お帰りになって、しっかり意義というのを、両方の資料を読んで理解していただきたいということです。よろしくお願いいたします。

他にご意見や質問等ありますでしょうか。

- 今、課長のほうから幼稚園の8ページのところですね、保育施設の方はこの図のようにすぐなるけれど、幼稚園の方はすぐにはならないというお話だったのですが、今、幼稚園のほうのヒアリングとか、どういうふうな武蔵野市の幼稚園さんたちがどうお考えかという現状と今後のスケジュールとか教えていただければと思います。
- 現在、東京都のほうからいわゆる意向の調査というか、それを今、市内の幼稚園のほうにお願いしているということで、今、東京都から求められているのは、7月11日までにそれをやってほしいということで、東京都のほうに市町村が回答するのが7月18日ということになっていますので、まず新制度に移行されるのかどうかというのを、一つはそこに回答していただいた情報を東京都等に出していくという形になります。最終的には、秋にまた国等から意向確認を、最終的な新制度の給付に乗るのかどうかという確認があるというふ

うに説明がございましたので、私どももまず第1回、7月の部分での想定と最終的に秋口のところでの利用確認、どちらの給付を受けていく、現行制度のままなのか、新制度の給付を受けるのかというところを確認していきたいというふうに思っているところです。

- そうしたら、次回の15日は、もう発表というか、あらかた出ているという感じですか。
- 仮の調査ですので。幼稚園がどのようにこの後この仕組みに入っていくかどうかに関しては、まだ色々検討しなければならない事項があって、現在、幼稚園のほうには従来の私学助成で運営していくという選択肢ももちろんございます。確認制度の問題が、もう決まったことですが、同じ幼児教育を行っているところで、どちらを選ばなければならないという非常に厳しいところなんですけれども、この保育料審議会では、私立の幼稚園がどちらに動くということではなくて、考え方として、例えば全部動くかもしれないし、分かれるかもしれませんけれど、新しい制度のもとでどのような費用が公平にあるのかということについて、適切であるのかについて話し合っていただければと思います。
- 武蔵野市にある幼稚園がどうなるかというよりも、実際、武蔵野市民がどういったところで教育、保育を受けるかという形になりますので、例えば保育料の設定では、設定しておかないと、例えば武蔵野市内ではないけれども、西東京市等の認定こども園、もしくは幼保連携型の施設等に通われているお子さんがいた場合には、この料金設定がないといけないというような形になりますので、そういった形で武蔵野市のところが、移る移らないに限らないで、全ての可能性がある部分は、保育料として器をつくっていく必要があるというふうに思っています。
- 数がどうこうとか、現実がどうこうではなくて、<u>◎決めなければいけないところの保育料</u> に関しては、全部決めていくということです。

支援の概要と新制度の意義についてはよろしいでしょうか。では、参考資料もお読みいただいて、それを理解した上で、次回以降の審議も進めていきたいと思います。

(3) 国が政令で示す給付単価

- (4) 現在の保育料の設定
- それでは、3番目にいきたいと思います。国が政令で示す給付単価について、育成課長、よろしくお願いいたします。
- すみません、説明が前後して、もしかしたらこの部分について、先ほどご説明して、重複になりますが、資料13でいいますと、いわゆる利用者負担のイメージの64ページから具体的には65、66、67ページといった部分でございまして、今まで保育園の保育料につきましては、66、67ページというところで、それが資料14が今の武蔵野の現行の徴収基準のところでございますけれども、新しい利用者負担の考え方は66、67ページという部分になります。

資料14と66、67ページでもう一度確認させていただきますと、新しい制度になりますと、現在、実は市の徴収基準額表というのは、一定のD1から所得税というところで算定していたというところでございますけれども、今後、新しい制度で申しますと、今後の部分が市町村民税の課税額という形に変わってくるというような形になっていますということで、考え方が少し変わってきますけれども、一定の国の基準につきましては、ここに示された第1から第8階層、お金が違ったように見えますが、これは実際の市町村民税等になりますと、ほぼ同じところに階層については、はまってくるのかなと思っているところでございます。

新しいところと今現在の徴収額を見ていただきますと、第1から第8というのは、国の方は今までの考えと基本的には変えていないということと、また3歳未満と3歳以上ということで、これが66ページ、67ページの右側の部分の保育標準時間の費用の例えば一番金額が高い10万4,000円と10万1,000円という形になりますので、この部分についてもほとんど国のほうは考え方としては、現行から新しい制度に持っていっているということでございます。

ただ、市の徴収基準額表を見ていただきますと、かなり国のほうの8階層までの部分を現在はD24、Cの3段階含めまして、全部で29段階まで細かく細分化して、その段階の差

を埋めるような形で階層をつけているというのが今の現段階の基準額表になっています。 こちらについては、先ほどご説明したとおり、この階層のままいくのか云々についても議 論の一つかというふうに思っているところでございます。

階層については以上でございます。

あと、(4)の保育料のほうまでいかせていただきますと、保育料の定め方、法定負担 分、市単独事業分、これも先ほど既にご説明させていただいてしまっていますけれども、 現在、保育料の設定につきましては、こちらの資料14のとおり、29段階に分けているとい うことで、市のほうは前回の保育料審議会で新たに今までは3歳児未満といわゆる4歳児、 3歳児以上という2つの段階でございましたところが、前回の保育料審議会で3歳児とい うのを新たにつくったということでございます。ここについても、今までの3歳児未満と 3歳児以上の間にもう一つ、表をつける形で前回行っておりますので、武蔵野の方は今3 つになっていると。このあたりの考え方についても、国の方はそういった考えはまだあり ませんので、満3歳児以上か、もしくは3歳未満の2つの表だけしかないということがあ りますので、こういったところも今後の審議の方向の一つなのかなというふうに思います。 また、利用者負担については、新しい考えとしましては、保育標準時間と保育短時間の 2つがある。今までそういう考えがなかった部分が、新しい部分だというふうに思ってお りますので、この保育標準時間では幾らだけど、短時間ではどう分けていくとか、こんな ところも新しい今回の保育料審議会では少し確認していく必要があるかなということで、 現在の保育料の設定等変わってくるだろうなという部分については、そんなことがあるか なというふうに思っているところです。

- 教育標準時間というのが一つ新しく出てきましたが、その辺の説明を少し加えていただけますか。65ページの3つ、国から出てきた利用者負担のイメージの部分。
- 1号子どもの件かと。
- これは委員がおっしゃられるように、幼稚園、今、大体教育標準時間は4時間の部分でございますが、この部分の利用者負担というのが65ページでございます。また、保育短時間は、ページでいいますと29ページがわかりやすいでしょうか、どうでしょうか、保育の必要性の認定について②ということで、今まで保育の標準時間、これは一般的にイメージとしては、今の保育園がそのまま入るかと思いますけれども、通常の8時間で11時間開所といった部分、これが保育標準時間というような形になっています。

もう一つの考え方が保育の短時間ということで、その下のところで最大8時間ということで、武蔵野は真ん中の右のところに1カ月当たり48から64時間程度の就労ということでございますが、今現在、48時間就労の方からを対象にするということで、保育短時間の方については、1カ月当たり48時間程度の就労でもここの部分に入ることが可能という形の部分、最大8時間までと。今までの保育といった部分は、1カ月当たり120時間程度の就労で、いわゆる開所時間11時間ということで、最大利用可能な時間帯ということで、ここにプラスアルファ延長保育がさらにあるというような、今の保育所の一般的な受け入れのイメージが保育標準時間という形で、新たな考えとしては下の欄というような形がわかりやすいのかなというふうに思っております。保育短時間につきましては、29ページの上段に説明書きがございますが、主にパートタイムの就労を想定しているというような形で考えていると、フルタイム就労ということで現在の保育標準時間にはまる部分が出ているという、この2つが新しい考え方と思っています。

■ 何かご質問ございますでしょうか。そうすると、教育標準時間というほうは、幼稚園と認定こども園、両方の教育部分だけ受ける子どもに当てはまるというふうに考えるということですね。

何かご質問なければ、次へ進んでよろしいでしょうか。

(5) 市の財政負担の状況

- それでは、今、4番の現在の保育料の設定までご説明いただきましたので、5番目、市の 財政負担の状況というところです。事務局、お願いいたします。
- 資料15、資料16というところに当てはまりますということで、過去10年ぐらいの武蔵野市

の一般会計目的別歳出決算を表にしてございます。保育園の関係費につきましては、市役所のほうで民生費と言われている部分、福祉の部分もこの部分になりますけれども、これが25年決算見込みでございますが、1,000円単位ということでございますので、223億ということで、そのぐらいということでございます。16年度から1.3倍ぐらいの伸びを示していると。保育だけではないのですが、今後の中には、福祉も入ってくる、高齢福祉、障害福祉、子ども関係の費用がここに入ってくるということでございます。

また、その下の部分でございますけれども、保育園につきましては、生活保護等の支出の部分と同じ枠でございますが、扶助費という性質別歳出決算というところに入ってきていまして、これが10年前に66億から現在119億ということで120億程度いうことで、約1.8倍にふえてきているということでございます。ですので、このあたりはかなり伸びという形になっていまして、それを表にしますと民生費の推移、扶助費の推移という形で上がってきているということでございます。

また、資料16でございますけれども、保育関係事業費の推移ということで、これもわかりにくいかもしれませんが、ご説明させていただきますと、保育に関係する費用については、真ん中の欄の児童福祉費、その中で児童福祉総務費や児童処遇費、児童福祉施設費、保育園費というのがございます。武蔵野市のほうでは、保育園費というのは、市立保育園の運営費という形で、市立保育園の職員給与ですとか、ここにかかっている様々な運営に係る費用がこの保育園費ということになります。かなり25年の見込みが急激にしぼんでいたり、23年度ごろも減ってきているというのは、一つこれでは23年に2園公立保育園を移管しているということと、25年についても3園の移管をしているということで、ここの減少につながっているということでございます。

逆にいいますと、児童処遇費ということでございますが、こちらの費用というのが、市内の民間保育園、管外保育園の運営委託ということでございますので、実際に児童処遇費のほうは、市立でない民間の保育園等の費用がここにきているということで、先ほどの逆になるのですけども、こちら22年、特に23年、また25年ということで大きくなっている部分ということでは、こういったところに施設の改修、民間保育園の改修ですとか、また移管に伴って費用がこちらのほうに移ってきているという部分もございます。

児童福祉総務費につきましては、保育園以外の子ども関係、いわゆる私どもの事務局ですとか、子ども家庭部の職員の人件費ですとか、児童福祉に係る費用全般ということなので、ここに認証保育所ですとか、認可外保育所ですとかの部分、委託費ですとか、あと認可外の助成金、そういった費用なんかは児童福祉総務費のほうに入ってきています。こちらもかなり認可外保育所がふえてきているということで、かなりこの近年、急激な伸びを示しているのかなという部分で、認可外保育所をふやしている部分については、ここのほうが相当上がってきているということで、特に22、23、24年ということでどんどん上がってきているというのは、認可外保育所をふやしながら、また助成金ですとかも拡充しているということもあるかなというふうに思っています。

最後でございますけど、児童福祉施設費ということでございますが、一番費用が少ないんですけども、こちらは実は市立保育園の整備に係る費用ということで、かなり市立保育園については整備というか、改修や維持修繕工事という部分が主になってきておりますので、費用面はかかってきていないというような形でございます。

この保育に係る費用というのが、例えば10年前に比べて25年度で児童福祉費総額でいいますと約1.7倍という形で、内容的にもその中で保育に関係する事業費につきましても10年前から相当上がってきているという部分がこちらの表になっています。

保育関係事業費の推移については、若干次の2枚目を見ていただければ、児童福祉費と違って、金額の前後している部分もあるんですけども、10年前に比べて上がってはきていると。児童福祉費について、こちらの記載にもありますように、21年から22年の大きな変動につきましては、子ども手当の支給が始まったというところと大きな関係性があるということで、こちらの部分になっています。

いわゆる保育に関係する事業費の決算推移については以上でございます。

■ 何かご質問ございますでしょうか。

数字を示されても、ちょっと事情がのみ込めないというか、私どもの多分実感だと思いますが。

- 今後、多分このあたりの内訳に入ってくるかと思っています。総額としては、例えば10年間でこれまで増やしていますというところ、先ほど来、今度、新しい制度になると、例えば従来の費用が今後新しい制度にそのまま乗りかえるのとどの程度になっていくのかとか、そういったところになってくるかと思いますので、まず今日の時点では、総額のつかみをしていただければ。事務局としてはこの中のところがこの新制度によって新たな給付が、例えば認可保育園以外のグループ保育室が入っただけで、どこの部分が増えていくよというような詳細の説明に次回は入ってくるのかなというふうに思っています。
- ありがとうございます。ここをもとにして、どういうふうに金額がふえていくかということを検討していく材料にするということの資料だということですね。 他にご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- (6) 市民の意見を聞く会、パブリックコメントについて
- それでは、6番目に移らせていただきます。市民の意見を聞く会、パブリックコメントについて、事務局、お願いいたします。
- 資料17がその間にございますので、このご説明だけさせていただいてよろしいでしょうか。 資料17が0歳から5歳の就園状況ということと、あと参考資料1というのがあって、先 ほど財政の話だったんですけど、武蔵野市の保育に関係するお子さんがどの程度いらっし ゃるかということで、資料17については、平成22から26年度、人口が左側、それと保育園、 幼稚園、未就園児という形の分け方をしてございます。

3歳児以上の就園状況を右下に書いてございますけれども、実際に3歳以上にしている理由につきましては、こちらに幼稚園が入ってくるということで、少し3歳児だと全ての保育施設がそろうということもございまして、武蔵野につきましては大体6割の方が3歳児以上で、これは緑色で幼稚園ということでございます。認可保育園が大体28%前後、認証保育所が徐々に増えておりますが、3.3というのが一番新しい情報でございます。

それ以外、自宅保育等でされている方が5%強ということで、5%前後ということになりますので、これは東京都を見ていただけると特徴が少しずつ出てくるんですけれども、平成24年の前回の保育料審議会のときにも話をさせていただいたところでございますが、実際に東京都の年齢別保育の状況ということでは、東京都全体の25年4月1日、3歳、こちらの部分ですと幼稚園が51.2%、4歳児以上で59%ということでございます。家庭等が2.7%ということでございますけれども、武蔵野が例えばあと認可保育園が3歳児以上で37%ということでございますけれども、先ほどの資料17の右下でございますが、3歳児以上の就園状況としましては、実際には認可保育園というのは3割に満たないということで、認証を合わせて大体武蔵野の場合は31%、幼稚園のほうにつきましては、若干下がっておりますが、60%をキープしているということでは、3歳のところでは乖離がかなりあるのかなと。4歳児以上になりますと、東京都の平均が59%でございますので、武蔵野市も大体その程度という形になっています。

ただ、武蔵野の表で26年度を見ていただきますと、4歳、5歳児につきましてのパーセントは、人口が1,090、1,055とございますけれども、幼稚園のほうは実際に704名、702名という形になりますと、こちらで大体パーセントで64.5%、66.5%ということなので、4歳児以上でも幼稚園に行かれている方は武蔵野市は若干多いと。保育園というのがちょっとクローズアップされているところでございますけれども、実際に行かれている割合としましては、武蔵野市は少し幼稚園のほうが多いというのが、前回もそうだったんですけれども、そういう特徴があるのかなというふうに思っているところでございます。

これは今回の保育料審議会の対象児童がどの程度いるのかというところも含めてなんですけれども、そうしますと例えばでございますが、認証保育所以外の保育園等というのが今回の保育料審議会の保育料の対象児童になっているのかなと。幼稚園につきましては、全部ではないけれども、一部が施設型給付に移行する園に在籍している園児がいれば入ってくるというような部分になってくるということで、そういった0歳~5歳の就園状況に

ついてもおつかみいただければというふうに思っております。

合わせて、資料18の説明に入らせていただきます。

前回の第1回審議会では、「市民の意見を聞く会」を3回ということでご提案いただきまして、日程については9月11、23、29日ということで、第1回の11日については、日程については明確でなかったというふうになっていたかと思っております。こちらにつきましては、参加される委員が一番多いのが11日だったということで、こちらで午前10時半から12時ぐらいがいいのではないかということでございまして、現在、案としましては亜細亜大学を想定しております。理由につきましては、ここの施設(武蔵野プレイス)も含めた公共的な施設が全てこの時間帯で既にあいていなかったということでございまして、前回、副会長からのご提案もいただきまして、11日につきましては亜細亜大学ではどうかというのが案としてあります。

あと、23、29日につきましては、前回も日程については説明させていただいていたかと 思いますが、時間については午後2時から4時、午後7時から9時ということで、おおむ ね市内3カ所、日程的にも午前、午後、夜ということで分かれて、「市民の意見を聞く会」 を開催してはどうかというふうに考えています。

対象者でございますけども、各回約50名程度、こちらは縛るというのではなくて、会のキャパ的な部分が大きいかなというふうに思っておりますので、なるべく多くの方でもいいかなというふうに思っておりますが、50名程度を想定しています。

発言者については、前回のところでは、参加者の中で発言を希望する者という形で最終的になったということでありますので、こちらも当日の参加者にかなり左右されてくる部分かと思いますけれども、一定程度1人3分程度を基準に、なるべく多くの方に発言していただくのがどうかなというふうに思っております。

あと、参加希望でございますが、前回は実は申込制にしていた部分もあったかなと思いますが、それほど多くなかったということもあって、このあたりは当日直接会場でもいいのかなということで、今回はなるべく多くの方に意見を聞くということでは、そのあたりは当日直接会場に来ていただいて、1人3分程度でお話を聞くというようなところはどうかなというふうに思っております。

当日の流れでございますが、これはあくまで審議会の設置の趣旨ですとか、協議している状況についての概要の話と、できるだけ多くの市民の方からの聴取ということで、このあたりの時間配分はどうかということでお示しさせていただければというふうに思っております。

現段階での周知としては、6番でございますけど、市報ですとか、ホームページ、またニュースレターや各施設向けのポスター、もしくはチラシ等を考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

■ ありがとうございます。案が出されましたけれども、これに対してご意見、ご質問ございますでしょうか。

まず、**〇日程ですけれども、9月11日**ということが一つ出されました。一番出席者が多いということですので、この日でよろしいでしょうか、時間等もよろしいですか。

対象者とか、発言者とか、申込制にしないなどという案が出されておりますが、これに 対してご意見ございますでしょうか。

対象者は、前回の審議会の時もこんな感じですか。

- そうですね。基本的には市民ということになっていくので、①、②はほとんど変わらないんですけれども、市民ということで限定させたほうが、保育料の対象者が市民という形になるかと思いますので、その方がいいのかなというふうに思っているところでございます。
- これに対して何かご意見ございますか。
- 括弧の中で幼稚園という言葉も出ているのですが、②を最初に見たときに、市内保育関係施設に通っているのが、私だというように幼稚園の方はすぐ思わないんじゃないかなというふうに思って、今回、幼稚園の方まで枠が広がったというのは大きな違いだと思うので、そういう方たちも私達のことを言われているんだというのがわかるように、ちょっと丸の中に加えるのかというのが、書き方はまた色々あるとは思うんですけど、もうちょっと幼

稚園もそういう対象なんだよというのがわかりやすいような書き方がいいかなと思いました。

- 括弧の中ではなくてということですか。
- ちょっとうまい言葉は思いつかないんですけど。
- では、ちょっと検討してください。ほかに何かご意見ありますか。
- 前回もちょっと話題に出ていたかと思うのですが、委員の方からおっしゃっていただいていた新制度についてというところで、私たちも審議するに当たって、新制度のことを勉強して、勉強して、その上で審議していくというふうに決めていくと思うので、ここでもざっと説明はもちろんあると思うのですが、ここに至るまでにいろんな市民の当事者の方達が新制度について少しわかっているとか、勉強会が何回か行われているとか、そういうことがもうちょっとここに至るまでにあるといいんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。
- 審議会の市民の意見を聞く前に、新制度について市民が理解する機会があったらいいのではないかというご意見ですが、聞く会の内容とは別にですね。
- 難しい話だと思うんですけども、委員のお話はわかるのですが、決まってないんですよ。 一時預かり事業をどういうふうに設計するか。市が決める前に、都も決まっていない。本 当に間に合うのかという、何も決まらないまま意見だけ聞かせてくださいという会だと思 いますので、事務局案の①と②、その他がもう精いっぱいなのかなと思うんですけれど、 かなり無茶な制度設計を国が強いていますので。
- 本当そうだと思うんです。十分に決まってきているという現実があるところで、ただ事前 説明ということで事務局の方から当日の流れのところで審議会の趣旨と内容について聞い て、意見を聞くということなわけですよね。
- 前回の審議会、平成24年のときも、多分意見というのが、前回、聞く会としては1回だったんですけど、その1回で全部聞いたことにするのかというふうな話があったときには、なるべく多くの意見を聞こうということで、今回も次の資料19になりますけど、どれだけ多くの意見を拾っていくのかということになるのかなというように思っているところでございます。制度についても、ただこの開催の9月のところに、制度の概要を夏休み期間でどの程度差し上げられるのかというところも、例えばの話なのですが、新しい認可保育園の受付の日程ですとかも全く決まっていない状況で、多分利用者としては、新しい認可保育園や新制度では、受付方法はどうなるのとか、そういったところが決まらない中で新制度のお話だけで説明しに来たというところもなかなか難しい部分なのかなと思っておりまして、多分このあたり「市民の意見を聞く会」のころというのは、私たち事務局でも今までの「保育園のてびき」、新しく今度の4月に入られる方向けのご案内というのも作成をそのあたりにはしていきたいという時期でもあるので、多分このあたりに相当いろんなお話が盛り上がってくる部分になるんじゃないかなと。また、必要があれば、これ以外にも制度の説明会等いろんな形でということは、議会等でも要請もあったりするので、どんな形でできるかというのは検討してまいりたいというふうに思っています。
- そうしますと、ちょっとこことは切り離した別のところでそれを検討できないかということを伝えていっていただくということでよろしいでしょうか。 では、「市民の意見を聞く会」の案に関して、まだここで決定ではないので、意見を伺

では、「市民の意見を聞く会」の案に関して、またここで決定ではないので、意見を何 うということですので、色々な今出てきた案についてご意見がほかにあれば出していただ ければと思います。

- 細かなことなんですけれども、日時、場所で、時間帯で第2回、第3回は2時間ちゃんととってありますが、第1回はなぜか90分になっていまして、ここだけ30分短いので、2時間で合わせたらいかがでしょうか。例えば10時30分から12時30分ということを思いました。なぜ90分なんでしたっけ、第1回目だけ。
- 前回のところで、幼稚園の保護者が一番集いやすい時間帯が10時よりは10時半ぐらいかなということで、お昼時間帯にかけてということで、12時ぐらいということだったと思うので、特にそれで10時半から12時とセットされたと思っていますので、2時間とるというの

もいいのではないかと思いますが。

- ぱっと見たときに90分なので、きれいに揃えたほうがいいかなと。
- いかがでしょう、それに関して。ここのところは時間のことに関して前回も出た部分かと 思いますけれども、前回のときに12時半を12時に短くしたのですよね。
- お昼にお帰りになる方が多いので、12時になったのかなと思います。
- 帰るのはその方の自由だから、12時半に設定しておいていいんじゃないですか。
- ご用事のある方は途中で退席していただくという考えでいきますか。 委員、いかがでしょう、幼稚園の立場としては。
- お母様としては、意見を言ったら、もう退席ですよね、残ってなくてもいいんですよね。
- そうですね、それでいいわけですね。
- (審議会側は)12時半なら、誰もいなくても12時半まで待っているということですよね。
- 途中からも来るかもしれないから。
- 12時半でそろっているほうが何かすっきりするように私は考えます。
- では、そのような意見が出たので、誰もいなくても一応開くと。<u>◎「市民の意見を聞く会」</u> 9月11日は午前10時30分~12時30分で開催。

ほかにご意見ございますでしょうか。

参加希望、申込制でなくというあたりとかはありますか。

- 対象者のところで、前回振り返っていますと、利用の申込の状況、参加される方の状況なんですけど、前回たしか保育施設の保育士とか、職員が発言を求められたことがあったのですが、その時はどうするかというところは確認したほうがいいのかなと思いましたので、一般的に市民という形なんですけど、例えば職員になると、市外から来るということもあるので、今は入れていないのですが、そういった関係の職員も意見が必要だということであれば、ここの対象者に増やす必要があるかもしれませんので、その点を確認いただければと思っています。
- 一応今この案ですと、保護者と市民ということで、市民に限定という考え方ですけれども、 市外に住んでいらして、武蔵野市の保育に関係している職員の方なども想定できるという 話です。

いかがでしょうか。特に必要はないでしょうか。

■ たしか前回も基本的には保護者であったり、市民であったりというところでいって、そうはいっても、それほど発言する方がいなかったら、いいかという感じで、割とぎりぎりのところでそういうふうにしたかと思うんです。職員はどうなのかと言い出すと、この場合、どうして保護者だけじゃなくて、そうじゃない施設の運営者の方も入っていらっしゃるんですかということになりますから、私は別に意見はそのまま聞いてもいいと思っているんです。ただ、できれば利用者である保護者のほうの意見を優先と思っていますから、それは当日、蓋をあけてみて、特に今回申込制じゃないじゃないですか。前回は申込制だったので、保護者がどの程度発言されるかなというのがわかっていたので、時間があるからオーケーかなとできたんですけど、そこのところがちょっと微妙かなと思っているんですけど、でも基本的には保護者優先だけど、職員の方も発言したかったらご自由にどうぞというほうが。

というのは、最終的に判断を下すときに、意見を聞く人と聞かなかった人がいるんですよというのは、僕はちゃんとした結論としてはオーケーなのかなと思うんですよ。やっぱり発言したい方がいたら、その方の意見は聞くべきだと思っていますから、そこのところは、市外の方といっても、ここに書いてある納税者でない部分での市外の方というのはどうかなと思いますけど、でもやっぱり基本はオーケーでないかなというふうに思いますね。

- そうしますと、市内在住の保育者。
- 市内の保育施設在勤の方ということですね。
- 保育施設というか、幼稚園の先生方も必要。
- そうですね、含まれます。
- 平日とか出てこれないわけですし。
- 夜の部とかありますので、そこのところは可能性がありますけれども。

申込制にしないで、いっぱいあったら、どういうふうに進めるのですか。

- ですので、案なんですけど、実は前回は申込制にしたら、20名もいなかったんですね。たしかこの場所で、日曜日だったと思いますが、午後2時から開催したと思っていますけど。なので、申込制にしたほうがよろしいのかどうかというのは、私たちも今回、多くの方から色々意見があったほうがいいなというところで、かえって申込制にすることで、そこを狭めるのであれば、来た方で例えば保護者優先でご発言をお願いしますと言ってから、お一人3分程度で、なるべく多くということでもいいのかなということで案としてはつくったということです。利用者が多いのではないかということであれば、事前にという方がそこはいいのかもしれません。
- 進め方としては、私、初めてでちょっとわからないんですけど、挙手していただいて、順番に言っていただいて、2時間たったら、そこで3分ずつで時間で切っちゃうという感じですか。
- 私どもも多いパターンというのが経験してないんですけど、前回は本当に少なかった。20 名もいなかったというふうに思っていますので、全員いても2時間全然余ってしまったということがあって、2回目とかということもやったんじゃないかと思っております。ですので、なるべく多くの方を聞くということでありますので、中には話さない方もいらっしゃるので、2回目のときに「ご発言がないんですけど、いいですか」という形で振り向けて、ようやくお話しいただいた方もいたというふうに思っていますので、そういう意味では、今回も例えば利用者が多いから全員発言するのかというと、そうでもないかもしれませんので、時間のところだけ、例えばあと何分程度ということで、あと何人程度ということで仕切れば、そこはわかっていただけるのかなというふうに思っています。
- ありがとうございました。 何かご意見ありますか。
- 対象者を全員でなくて限定している以上、事前に申込みということにして、その方がどういう①から③、④に当たるのかということで把握されていたほうが、会としては運営しやすいのではないでしょうか。特に市民かどうかというのは、その場ではわからない問題ですし、事務局の方の事務の多さはあるかと思いますけれども、そっちのほうが運営しやすいのではないですか。
- いかがでしょうか、申込制にしたほうが、どの関係の方がというのがわかっていいのでは ないかということですが。
- 前回この会に出させてもらったんですけども、申込み者がいなかったというのが、ぎりぎりになって、結構自分のところに来ているお母さんにお願いするみたいな形にもなったんですね。前回のときは助成金の話だったので、グループ保育室にとっては、お母さんたちはすごくかかわる話だったので、出ていくということになったんですけど、申込み者が結構少なかったという現実はあって、その会をやっていく間にどんどん「そうだ、自分もこんなこと言うことがあった」ということで、少しずつほかの方たちの意見が上がってきたというイメージを今思い出したんですけども、やはり「どうぞ」と言われても、結構最初は二の足を踏んだりとか、「行っていいのかな」というのがあるのかなと思うので、ある程度申込制にしてもらって、何人かは設定という言い方はおかしいですけれども、委員が言ったように、どんな質問なのかとか、どんな立場の方なのかというのをお話ししてもらったやりとりから始まっていくと、結構周りが出てきやすいのかなというのが前回もそんな感じで、結構出始めちゃうと、2時間、もしかしたらどんどんとなっちゃうのかもしれないんですけれども、3回、今回はあるので、チャンスはあるのかなと思いますので、その形もどうでしょうかということです。
- 申込制をとっていった方がということですね。そうじゃないほうがというご意見はございますでしょうか。

申込制という意見が今のところ多く出て、いろんな分野の方が今度はいらっしゃるので、 どんな方がいらっしゃるかということをこちらも知っておけるという意味で申込制という ご意見が強いようです。

ほかにありますでしょうか。

- 人が集まるかどうかというところで一番ポイントとなるのは広報の仕方ですよね。どうい うことで、というか刺激的なというか、みんなの目を引くようなキャッチコピーみたいな、 そんなことも考えていらっしゃいますか。保育料審議会と銘打つと固くなる。
- 開催は9月の中旬ですけれども、事前申込となると9月上旬ぐらいということになりますので、できましたら1カ月ぐらい前には広報が始まるといいかなというふうに思っていますので、そうしますと次回のこの審議会で一定の方向性を決めていただくというのも念頭に事務局でもそのあたり、役所はなかなかいつも広報については下手だというふうに言われておりますので、例えば今度、市長とのタウンミーテイングなんかも7月13日にございますけど、そんなところでご活躍されている委員なんかにもご相談して、副会長の趣旨に合ったキャッチコピーも含めて、検討できればと思っております。以上です。
- よろしくお願いいたします。

ほかにご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

では、次は、事務局のほうからお話が出ましたが、<u>〇(「市民の意見を聞く会」の方針は)7月15日で大体決定してという意向</u>だそうですので、そこでまた案を審議していきたいと思います。

- それでは、続きましてパブリックコメントについてですけれども、事務局、お願いいた _ンます。

○ 通常、パブリックコメントといいますと、一定のたたき台があって、そこにということになりますし、またもしくは市役所や国ですと、一定の条例、もしくは法令に基づく意見というのが大きいということでございますが、今回、まずはその前段階にはなりますけど、市民の意見募集というのを始めるのはどうかということで、前回、24年にやったときも、メール等で広く意見を募集したということがございましたので、一つの案として、資料19のようにさせていただければと思っております。

前回の委員のほうからもありましたパブリックコメントにつきましては、たたき台と言われているものがどの程度でできるのか、それからパブリックコメントを募集できるようなものにいつできるかによって、もう一度審議していただければというふうに思っておりますが、今回、資料19のほうは市民意見募集ということで、想定としましては、前回、メール等でいただいた書式自由という話でございましたけれども、特に前回は「市民の意見を聞く会」の広報のときに書式自由でどうぞ意見をお寄せくださいというような形でやったものでございますが、今回につきましてはその時期を、前回は9月の下旬から1カ月ぐらいだったのを、もう少し広げて、例えば第3回の審議会で確定してから大体約2カ月ぐらい、今、想定としましては3回の「市民の意見を聞く会」が終わるあたりまでを市民意見の一つの区切りとするのはどうかなということでございますけれども、実施方法については、メールや形式は自由という形で、聴取内容についてはホームページ等で、今現在、審議会のページがございますので、そういったところで例えば3つぐらい投げて、その中で色々ご意見を賜るのはどうかなと。

一つとしては、先ほど来ご説明しております利用者負担額の考えでございまして、今現在は国が世帯の所得に応じて8階層に区分しておりますけれども、そういった利用者負担の水準ということでございますけれども、どのような点に配慮して保育料を決めるべきだという、いわゆる保育料の部分、利用者負担額の上限に対して最終的に利用者負担を定めるに当たって配慮するべき事項を伺うのはどうかというのが①でございます。

②でございますけれども、待機児童解消にかなり多くの費用がこの間も要しておりますけれども、また同時にふやした保育園や、保育の質といった部分、今回でいうと新制度は保育園だけでなくて、施設型給付を受ける幼稚園、こども園も対象になってございますけれども、そういったところの保育の質の確保についての費用についての考え方というのも伺ったらどうかというのが2点目でございます。

あと、③その他、この辺は形式自由でその他保育料に関する意見、要望、その他を自由 に記載していただくのはどうかなというふうに思っております。

前回もそうだったんですけれども、途中経過を今回資料というような形で、例えば第4回やまた第9回あたりの審議会のところに、それまでに集まった意見について、まとめて

参考にしていただくという方向で活用していくというのはどうかということでまとめたものでございます。以上でございます。

- パブリックコメントを実施したらという話を前回の審議会で話が出ましたが、パブリックコメントというのは、たたき台ができてから、それに対して求めるものであるということで、意見を聞くのであれば、意見の募集という形ではどうだろうかというのが今回の案です。これに関してご意見ございますでしょうか。
- パブリックコメント、あるいは意見を聞くというところの前提で、今、これからこの審議会は非常に複雑な色々な調整をしなければならないと思っているんですけれども、大枠となる前提のところをまず確認させていただければと思っています。今度、施設型給付を受ける幼稚園の2号子どもと3号子ども、2号は保育が必要な要するに11時間保育、3号は0、1、2歳で、幼稚園でも認定こども園になれば、そういうことをやるわけですけど、この2号子ども、3号子どもについては、認可保育園と、国が言っているように同じ水準で利用者負担を設定するというところは、これは今、国としてはそうしてくださいということで、ここでも了解ということで、その後、話を詰めていくのかということを確認したいと思います。

多分微妙なのは、今、市が肩代わり保育料を行っている肩代わりしている分、本来ならば50%負担のところを75%市のほうで払っていただいているわけで、10%もし負担になっているところを、どういうふうに調整して、施設給付を受ける幼稚園の園児も2号子どもも3号子どもも同じように肩代わり保育料を発生させるかどうか、それで持っていけるかどうかというようなことが話し合いの次の段階になっていくと思うので、土台の部分だけはきちんとしておいたほうがいいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

- 事務局、お願いいたします。
- 委員ご指摘のとおりというか、実際に2号、3号、ここに書いてある、国が今示しているところからの出発点なのかなというふうに思っておりますので、そこから今現在は先ほどご説明したとおりでございますけれども、今後、制度に当たっては、最終的にどこにしていくのかというのは、対象施設も増えてきますので、そこを最終的に勘案していただくということになるのかなというふうに思っています。ですので、ベースの考えは、国が示している公定価格から始まってくるのだろうというふうに思っております。
- 委員、よろしいでしょうか。
- なので、2号、3号は保育所と認可保育園と同じというふうに考えていいということです ね。そういうことを委員の中でも一応合意形成しておいたほうが、やっぱりそれは違うと なると、話がまた振り出しに戻っていくことになると思いますので。
- 何かご質問ございますか。
- ですので、最終的にどうなるかということではないんですけれども、最初の議論は、例えば小規模保育、保育ママ、認可保育園ともに同じ金額からスタートするのを議論の初めとするというふうに考えているということでございます。その違いは、先ほどの保育の標準時間と短時間ということも出てきますので、最終的にそれをどこの施設が受けたときにどの程度になるかというのは、まさにここの中で詳しくなってきますが、最初のところは、保育を必要とする2号認定を受けた3、4、5歳、あと3号認定を受けた0、1、2歳というところの金額は、こちらの国が示している政令のところから始まると。そこでどの程度、本当に施設ごとに分けなくていいのかとか、そういったところについて、分けたときにはなぜ分けるのかというようなことを確認していくということになろうかと思っています。
- ほかに何かご質問ありますか。
- 多分話を進めていかないと、イメージをつかめないと思います。僕、今、このタイミングでじゃあとなるのは、職員配置から全部そろえるんですかというところを合わせていかないと、結局費用は幾らかかっているのかとなるじゃないですか。そこのところはきっとこのタイミングでは全然出ない話ですよね。委員がおっしゃるのもすごくわかるので、だから僕らとしては、ベースのところは一緒なんだけれどもというところで、さっきおっしゃられたもっと知識をつけていかないとというのにかかってくると思うので、そうはいって

も、議論していって、いろんな意見があるかもねというところだけ押さえておいていただければいいのかなと。

○ まさにそこの部分で、なかなか先ほどご説明がしにくい部分で、例えば53ページですとか、55ページとか、公定価格の基本構造といったのがどんどん出てくるんですね。57ページには家庭的保育ということで保育ママに関する部分ですとか、58ページが小規模保育、グループ。ですので、今後、事務局の方では、今想定している部分としては、まさに今、現行がどういう負担で、国の方の制度にそのまま移ったときにはどの程度になっていくのかとか、そのところによって、市の費用負担がどの程度上がってくるのか、もしくは国がそのまま言っている利用者負担というのは、それぞれこういうことだよというのを確認していくことになるのかなというふうに思っております。

ですので、この部分で現行水準から、さらに加算するしないとか、一応加算するとすると、この程度まで上がるよとか、具体的なイメージを今後こちらが出していかないと、先ほど委員がおっしゃったように、そのとおり、今だと何言ってもよくわからないよという部分かなと思っておりますので、具体的にその部分を出すことで、どの程度費用負担が変わるのか、もしくはどの程度充実していくのか、その充実するのに利用者負担というのは変わらないでいいのか、一定程度負担は必要なのか、そういったことを確認していただくことになるのではないかなというふうに思っています。

- まさに私が確認させていただきたかったのは、話を進めないと間に合わなくなるだろうということで、次回は1カ月後になりますので、今、私が申し上げたようなことも基盤にしつつ、具体的にどういうことになりそうなんだということを次回またお示しいただいて、そこから見えてくるところで、パブリックコメントとして、どの時点で何をということが出てくるのかなというふうに思って、先ほど言いました。
- まさにたたき台になるようなものが出てきたところでパブリックコメントがとれるならとっていくということですね。

市民の意見の募集という案が出ていますが、これに関してご意見は。

- 現実的なことでなおかつ聞きたいんですけれども、意見をいただいて、出したほうにして みれば、自分の意見がどうなっていくのかというのは当然気になると思うんです。意見が メールで来たときに、確かにありがとうございました、受け取りましたと言って、その後 のフォローというのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。
- 意見募集、パブリックコメントについては、取り扱い方針というのは出すのが通常だというふうに思っておりますが、意見の募集については、「市民の意見を聞く会」と同じ取り扱い、市民の方からご意見をいただいて、この会で参考にしていくというものに、そのための募集をすると。ですので、例えば3回、今回9月11日ですとか、設定しておりますけれども、なかなか参加されにくいという人が、もっと色々言いたかったことがあったとか、そういう方のために市民意見の募集もしてはどうかというふうに思っています。ですので、取り扱いとしては、審議会にてこういう意見があったということで資料にさせていただくということで、参考という形になるのではないかと思います。
- 意見をくれた人に対して、参考意見だけなんですよということを説明するんですか。出したからには、自分の意見がどうなったか非常に気になりますので、何らかの納得できるような方法を説明したほうがいいかもしれませんね。
- 基本的には審議会の資料として活用させていただくということを明示するということになるのかなというふうに考えております。
- 前回はこういうふうに案としないで、普通に意見をいただいていたんですけれども、そのときもいただいた意見に回答を出していきますか、どうしますかとなって、そのときも言葉は悪いですけど、当選は発表をもってかえさせていただきますというのは、要するに最終的な部分に関して意見が反映されているかどうかで判断してくれというふうにしたんですね。

ただ、僕らとしては、いただいた意見はきちんと委員が目を通して、こういう意見が来ているんだけれども、こう思うんだということは、必ずこの場で言うようにしていきました。そういうふうにすることによって、その意見を僕らはちゃんと議論したんですよとい

うふうに見せなければ、そこは僕らの責任だなと思いましたので。結果的に途中途中で事務局が回答を出すということもできないじゃないですか、回答を出すのは僕ら審議会のほうなので。なので、そこのところに関しては、最後は会長のほうでも、後書きだか、前書きのほうに、いただいた意見に関しては、こういうところで配慮しましたよということは必ず触れていただきましたので、そこは会長にお願いする形になるかと思いますが、ここで対応するしかないかなと思いました。引き続きいいですか。

- 引き続きというのは、これに関してですか。どうぞ。
- 聴取内容だが、事前にテーマを決めなくてもよい。あとは委員の皆さんでこういうことについて聞きたいというのが出たときに、その時に随時出していけばいいと思う。例えば事務局案で①、②、③。③はいいですけれども、①と②については、言葉は悪いが、ミスリードになりはしないかと思っている。余り「こういうことについて聞きたい」とやってしまうと。

例えば①と②だが、幼稚園の保育料を決める会議であるにもかかわらず、認可保育園のことだけ書いてある。それはどうなのかと思う。それなら、認可保育園のことだけ考えればいい会議になるので、今この段階で決める必要はないと思う。あと、幼稚園に通ったことがないので、わからないんですけど、「保育料」というのは、幼稚園の保護者の中でもごくごく当たり前に使われている言葉なのか。小学校、中学校は「授業料」となっているが、「幼稚園の保育料」と聞くと、「幼稚園も保育料という名前なのか」と必ず出る、保育園の保護者から。そこのところは先ほどの幼稚園保護者と書くか書かないかもそうだと思うが、わかりやすい言葉を使ったほうがいいと思うので、配慮していただくのが一つ。

もう1個、何もテーマは決めないほうがいいのではないかと思っているのとあわせてなんですけれども、その時にすぐにこういう資料に飛んでいけるように工夫しておいていただいて、保護者でなくても、一般市民がこれを見て理解できるわけないと思う。法律から何からそうだが、例えば小学生の子どもに決まりをわからせようと思ったら、平仮名とか、漢字とか、わかりやすい言葉を使うのは当たり前の話。国民が普段使っていない言葉ばかり並ても、理解してくれるわけない。そういうところにすごく腹が立つ、国がやっていることに関しては。

だから、資料はきちんと見せるだけ見せて、その上で見てもわからないという意見があったら、それはそれで大事な意見だと思う。市にお願いしたいのは、国に対して、こんな書き方されても無理なんだというのを言っていただかないといけないと思う。そういう意味でもっと平たく意見は募集していただきたいと思う。

- 内容を決めなくていいのではないかということ、それから資料などはリンクが飛べるよう にしておいてもらいたいということのご意見です。
- 幼稚園も今、現行は保育料という名称になっています。
- 他にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 そうしましたら、これも<u>**②**次回に案をもうちょっと整理して、もう一回出していただく</u>と いうことになります。

以上で今回の議題は終わりなんですけれども、よろしいでしょうか、ご意見等は。

(7) その他

- その他ですけれども、次回の日程の確認ですが、7月15日 (火) 19時から21時、武蔵野プレイスのここ同じ会場で行われます。よろしくお願いいたします。
 - 次回に向けて、新たな希望の資料などございますでしょうか。次回にやることは、もうちょっと具体的に保育料を詰めることに関しての資料が出てくるという感じでしょうね。
- 先ほどの具体的な今どの程度費用がそれぞれかかっているのか、費用負担、利用者負担についてお示しをできる限りさせていただきたいという部分と、あと認可外の保育の助成金なんかも、今後、今まで払っていた部分の施設については、一部認可という形になると、それが基本的には対象外というふうに想定をこちら側はしているんですけど、現状、今どうなっているのかというところについてもご説明を、最終的にはそういった部分の費用がなくなった部分が逆にこっちで増えているよとか、そういう形になってくる部分もござい

ますので、保育にかかわる部分についての現行について、費用負担、利用者負担の具体的な資料というのをできる限り、次回まで2週間程度しかないので、できる限りというふうに考えております。

でき上がりの状況によっては、またその次の第4回まで時間がございますので、個別送付ということも視野に入れながら、8月26日までに色々な資料が委員のところでご検討いただく資料がそろうような形も考えていきたいなというふうに思っているところです。以上です。

■ 利用者負担イメージの件なんですけれども、この資料だと国標準という形で、アンケートをとったりして、国は国でデータをつくっているのですが、1号子ども負担部分の費用は武蔵野市の実態に全く合ってないんです。今度の1号認定子どもの場合は、基本的には入園料も取れなくなりますので、武蔵野でこのままでいくと、市がそれだけ持ってくれるのだろうかみたいな話になって、同時に保育所の保育料も実態に合ってないんじゃないかと思いまして、そのあたりは現実的な数値から、武蔵野における公定価格とは一体幾らなのか、利用者負担は幾らなのかというのは、リアルな数値で見ていったほうがいいんじゃないかなというふうにちょっと思っております。

武蔵野市は100分の15の地域ですけど、人事院の公務員給与の配分計算というんでしょうか、それを係数を掛けても、実態とはやっぱり違うだろうし、健全な市経営というところからも、その上で乗せていただくということは大事なことと思いますけど、実態をまず見たいなという気がいたしますので、よろしくお願いします。

- もし差し支えなければ、実態のイメージを。
- これならやれるということですかね。肩代わらない保育料、肩代わりのない総額から割り 戻し単価を持っていくみたいな言い方ですかね。すごく複雑なので、よくわかりませんが。 少なくとも1号子どもの費用を見たら、武蔵野市では運営できないんじゃないですかとい う気がいたしますけど、公費をどんどん入れるというなら、この金額で十分です。
- 確かに今、委員がおっしゃったのは、例えば65ページにあります幼稚園の相当するところの1号の最高で2万5,700円という形なんです。今、恐らく市内の幼稚園の月額保育料平均が、2万6,000円程度となると、運営はどうなるか。基本的な足りない部分をどこが負担していくか、そういうことになるかと思いますので、その辺のところを整理した形でお示しするのかなと考えています。その辺は確かにおっしゃるとおり経営ができるかということですね。なかなか幼稚園さんが新制度に乗れる形、施設型給付に移行するのは経営的に厳しいのではないかという、そういった制度に見えると、そういったご発言かなと思っていますので、そのように認識しています。
- 公定価格の計算式なんですけど、今、それに乗せると、ある園でいえば3割の減収になるんです。この現状は維持できないというのが今の公定価格の現実で、この計算書から見ると、60名を切った幼稚園に関しては何とかできる、40名切ればアップする、運営費は。ですから、小規模幼稚園を配慮した計算になっていて、それを超えたところは多分もたないというのが現状というふうに思います。それはそれで良いとは言えないんですが、一応そういう実態があるということをお伝え申し上げたいと思います。
- 先ほど私は幼稚園の意向はどうなっているのかというのを伺ったんですけど、そこの部分の思いがあって、今後新制度の中で1号認定幼稚園が武蔵野市の中でどういうふうに動いていくかというのが、ここの審議会の中でのポイントになると思っています。幼稚園のことを本当に把握して、幼稚園が本当にやっていけるような仕組みというか、数字を出すなりするという審議をちゃんとしていかなきゃいけないなと。

移行に手を挙げる幼稚園が多くなった方が制度としてはいいんじゃないかなというふうに思っているので、今の幼稚園の現状というか、どのくらいの月々の保育料があって、教材費があって、年間のものがあってというのがたくさん資料としてあるといいなと思っています。後もう一つ、本当に大変だと思うんですけど、資料に目を通すのに、もうちょっと早くいただけるといいなと思うので、すいませんがお願いします。

- できるだけ早くいただきたということです。
- 私立幼稚園の方は、委員にもご協力をいただいて、月額の保育料ですとか、入園料の納付

金とか、年間の教材費等、一覧の表がありますので、毎年8月に入園のご案内に向けてつくっていますので、今ですと25年8月のものになりますが、それはお渡しできます。

- 新しいのはつくれないんですね。ですから、現行のままいくということを前提にしてつくる。
- 2週間後ぐらいですので、結構厳しいところがたくさんあるというのは察するのですが。
- 次回の第3回については、ご意見をいただいたところで色々課題は認識していますが、なかなか難しいかなと思っておりますので、第4回の8月26日については、もうちょっと前にとは思っておりますが、ただ事前に資料のほうも確認させていただいた後に送付ということなので、早くても5日ないしは4日ぐらいになってしまうかなというふうに思っております。ただ、議事録ですとか、そういうのはできるだけデータでお渡しさせていただきたいということで考えておりますので、また資料配付の方法については、できるだけ前もってお渡しもしたいんですけど、資料をその場でというよりは、その説明をして、次回ぐらいに、その次の会ぐらいで確実に議論していただくということを目指せればというふうに今思っているところでございます。
- できれば次回でもいいし、次の次の会でもよいのだが、もうちょっと幼稚園の置かれている現状と、それからこの制度によってどうなるのか。保育園の方は何となくわかってはいるが、幼稚園の方は分かっていない。今回幼稚園も一つの制度の中に入ってくるため。議論する部分もすごく多いが、抜かしてはいけないのは、常々委員がおっしゃっているように、武蔵野市の子どもをどう育てたいのかという理念の話。そこがわからないといけないと。国がはたして幼稚園にどれだけお金をかけるつもりなのかとか、わからないといけない。

あと、幼稚園をきちんと運営していくためにどういう人材が必要なのかとか、子どもに対して向き合うためにどういうノウハウの蓄積が必要なのか、結局人が必要なわけだから、幼稚園だろうと、保育園だろうと。どうやってそういうベテランを雇い続けるのかと考えると、当然お金の話になっていく。それと、お金だけではなく、こういう理念があるから、これだけお金が必要なんだとなってこないといけないと思っていて、その中での保育料をどうするのかということにもつながると思うんです。そこのところをもうちょっと考えないといけないし、なるたけ早く、理念について、この場でも考えなければいけないのかなと思う。考えなければいけないことはいっぱいあるが、そこを抜かしたら絶対いけないと思う。

- ほかにご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、次回に向けて事務局に頑張っていただきたいと思います。
- 次回は大変になってくると思いますので。
- それでは、第2回の審議会を終わらせていただきたいと思います。 どうも今日はありがとうございました。